

日本体育協会・日本オリンピック委員会創立百周年記念

# スポーツ宣言日本

二十一世紀におけるスポーツの使命

# ス。ポ。ー。ツ。宣。言。日。本

## 二十一世紀におけるス。ポ。ー。ツ。の使命

はじめに

本宣言は、日本のスポーツ百周年を記念して、先達の尽力をたたえ、その遺産を継承し、更なる百年の発展を願う日本スポーツ界の志を表明するものである。

日本体育協会、日本オリンピックピク委員会の母体である大日本体育協会は一九一一年に創立され、日本のスポーツは、初めて全国的なまとまりをもつに至った。また、翌年、同協会はアジアで初めての代表選手団をオリンピック競技大会に派遣し、日本のスポーツは国際的にもその地位を確立したのである。

大日本体育協会の創立に際して、創設者嘉納治五郎は、国民体育の振興とオリンピック競技大会参加のための体制整備をその趣意書に表した。本宣言は、この趣意書の志を受け継ぎ、新たな百年に向けた二十一世紀スポーツを展望する視点から、それを現代化したものである。

なお、本宣言は、記念事業のスローガンである「誇れる未来にあらたな一歩」を導くために、「日本のスポーツ百年 これまでとこれから」をテーマに、福島、京都、広島の実会場で行われたシンポジウムの成果を基に、加盟団体とパブリックコメントに寄せられたスポーツ愛好者等の意見を二十一世紀におけるスポーツの使命に集約し、東京総括シンポジウムにおいて協議、採択したものである。

## 宣言

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる。とりわけ、現代社会におけるスポーツは、暮らしの中の楽しみとして、青少年の教育として、人々の交流を促し健康を維持増進するものとして、更には生きがいとして、多くの人々に親しまれている。スポーツは、幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなったのである。既にユネスコは、一九七八年の「体育とスポーツに関する国際憲章」において、スポーツが全ての人々の基本的な権利であることを謳っている。しかし、今もなお、様々な理由によりスポーツを享受できない人々が存在する。したがって、遍く人々がスポーツを享受し得るように努めることは、スポーツに携わる者の基本的な使命である。

また、現代社会におけるスポーツは、それ自身が驚異的な発展を遂げたばかりでなく、極めて大きな社会的影響力をもつに至った。今やスポーツは、政治的、経済的、さらに文化的にも、人々の生き方や暮らし方に重要な影響を与えている。したがって、このスポーツの力を、主体的かつ健全に活用することは、スポーツに携わる人々の新しい責務となっている。

この自覚に立って二十一世紀のスポーツを展望するとき、これまでスポーツが果たしてきた役割に加えて、スポーツの発展を人類社会が直面するグローバルな課題の解決に貢献するよう導くことは、まさに日本のスポーツが誇れる未来へ向かう第一歩となる。

このことに鑑み、二十一世紀における新しいスポーツの使命を、スポーツと関わりの深い三つのグローバルな課題に集約し、以下のように宣言する。

一、スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める。人と人との絆を培うこのスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする。

二十一世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることによって、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。

二. スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しみを広げ深める。この素朴な身体的経験は、人間に内在する共感の能力を育み、環境や他者を理解し、響き合う豊かな可能性を有している。

二十一世紀のスポーツは、高度に情報化する現代社会において、このような身体的諸能力の洗練を通じて、自然と文明の融和を導き、環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造に寄与する。

三. スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。この相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う。

二十一世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツに抱けるフェアプレーの精神をなめ深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する。

現代社会におけるスポーツは、オリンピック競技大会等の各種の国際競技会において示されるように、人類が一つであることを確認し得る絶好の機会である。したがって、スポーツが、多様な機会に、グローバル課題の解決の重要性を表明することは極めて重要である。

しかし、スポーツに携わる者は、そのような機会を提供するだけではなく、スポーツの有する本質的な意義を自覚し、それを尊重し、表現すること、つまりスポーツの二十一世紀的価値を具体化し、実践することによって、これらの使命を達成すべきである。その価値とは、素朴な運動の喜びを公正に分ち合い感動を共有することであり、身体的諸能力を洗練することであり、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬である。遍く人々がこのスポーツの二十一世紀的価値を享受するとき、本宣言に言うスポーツの使命は達成されよう。

スポーツに携わる人々は、これからの複雑で多難な時代において、このような崇高な価値と大いなる可能性を有するスポーツの継承者であることを誇りとし、その誇りの下にスポーツの二十一世紀的価値の伝道者となることが求められる。

おわりに

本宣言は、日本のスポーツ百年の歴史の上に立つ。この百年の歴史は決して順風満帆であったわけではない。本宣言は、苦難の道においてスポーツを守り育てるために尽力した全てのスポーツ人に心より敬意を表し、その篤き思いを継承するものである。したがって、日本体育協会、日本オリンピックピック委員会は、総力を挙げてこれらの使命の達成に取り組まなければならない。

そのためには、本宣言及びその趣旨を加盟団体はもとより、広く人々に周知するとともに、長期的な視野と国際的な広がりを見せ、使命の達成に向けた実行計画等を早期に策定し、実施に努めなければならない。

また同時に、国際オリンピックピック委員会をはじめとする国際的なスポーツ団体はもとより、国内外のスポーツ関係者とスポーツ組織、さらに国連諸機関、世界中の志あるNGO等と、希望あるスポーツと地球の未来のために連携協力し、本宣言におけるスポーツの使命の達成に努めることが求められる。

こうした営みが順調で強固なものとして発展するためには、政府及び地方公共団体等の公的諸機関が、これまでの支援に加えて、本宣言の重要性を理解し、積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、日本のスポーツ百年を記念するこの年に、我が国は東日本大震災という未曾有の災害を被った。亡くなられた多くの方々に深く哀悼の意を表するとともに、本宣言におけるスポーツの使命の達成を通して、復興を支援し、日本と地球を希望にあふれた未来へと導くことを誓う。

平成二十三年七月十五日

日本体育協会・日本オリンピックピック委員会

創立百周年記念事業実行委員会

会長 長 山 朗

日本体育協会の創立と  
ストックホルムオリンピック大会予選会開催に関する

趣意書

国家の盛衰は国民精神の消長に因り、国民精神の消長は国民体力の強弱に關係し、国民体力の強弱は其国民たる個人及び団体が特に体育に留意するものと否とに依りて岐るることは世の普く知る所に候。此故に欧米諸國にありては各個人は各自其身の健康に注意するを以て己が本分と心得、自治団体は其体育上の施設を以て市町村民に對する須要の政策と認め、公私相応じて体育に從事する有様は實に健康すべき程にて候。顧みず我國を思ふに、維新以來欧米の文物を採用するに汲々たりしに拘らず、獨り國民体育の事に至りては殆んど具案的の施設なく、体育の事と言へば僅かに學校体育の一部なる体操科及び課業外に秩序なき運動あるに過ぎず候。従つて全國壯丁の体格は年々其弱きを加へ、學校卒業者の体格の如き其方弱なり。と及て無學者よりも甚しき情況を呈するに至りしもの決して偶然の事は無之候。若し此儘に經過しならむには我國の將來由ら敷大事に立至るべく、今日の場合に決して看過するを許さざる儀と考へられ候。而して之が救済の道に就ては確固たる方針に依り、体育の普及發達を圖るべし。一大機關を組織し、都市と村落とに論ずる全國の青年をして皆悉く体育の實行に着手せしむるを以て目下の急務なりと存候。此時に當り、明年瑞典國ストックホルムに開催せらるるべく、國際オリンピック大会の當事者より、拙者へ照会あり之我國民の該大会に參加せんことを熱心に希望せし來り候。抑々右國際オリンピック大会は御承知の通り、古代希臘のオリンピック祭が希臘民族の精神を統一たりし如く、世界各國民の思想感情を融和し、以て世界の文明と平和とを助くる目的として興りたるものに有之候。欧米諸國悉く之に賛同し、夫々國際委員ありて其事に當り、常に政府の補助あり、主權者の保護あり、大会を開くに當りては其國大統領若しくは皇太子之れが名譽主堂者なるを以て例となし候。其開會は古代希臘の例に依り、四年毎に一回とし、千八百九十六年第一回を希臘國雅典に開きしを始めとし、第二回は千九百年、第三回は千九百零四年、米國セントルイス、第四回は英國倫敦に開き、而して其第五回は明年瑞典國ストックホルムにて開催する次第にて候。右の照会に對し、拙者は体育に關係ある都下の重んじたる人々と合同し、協議を遂げ候結果、我國体育の現状と世界の大勢とを鑑み、茲に大日本体育協会の組織し、内は以て我國民体育の發達を圖り、外は以て國際オリンピック大会に參加するの計畫を立てんことを決議し、先づ其第一着手として別記要項により、國際オリンピック大会選手予選会を開く事に相成候。就ては、全國有志の賛同を得、上述の目的を達し候様致度希望の至りに堪はず候。

以上

明治四十四年十月七日

國際オリンピック大会予選会長

嘉納治五郎

